

6 事 故 処 理 組 織

九商フェリー株式会社

令和7年12月15日
事故処理基準



		職 務
代表取締役社長		総指揮
安全統括管理者・運航管理者	取締役管理部長	社長補佐又は総指揮
運航管理者代行	<u>現業部島原港課長</u>	安全統括管理者・運航管理者・取締役代行（補佐）
救難対策班 運航管理補助者	現業部熊本港課長 業務・経理担当課長補佐	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班	旅客担当者	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客(車両)対策に関すること
庶務対策班	庶務担当者	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接(発表を除く)、救護関係物資の調達・補給その他庶務に関すること

事 故 調 査 委 員 会

委員長	社長
副委員長	安全統括管理者・運航管理者
委員	担当者
	運航管理者代行
	運航管理補助者

非 常 対 策 本 部

本部長	社長
副本部長	安全統括管理者・運航管理者
現地本部長	運航管理者代行

本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
対策部(室)員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。